

登記手続案内については、次ページを参照願います。

[相続登記](#) [抵当権の抹消](#) [会社・法人の設立](#) [役員変更登記](#)

登記手続案内は 事前予約制です

★予約がないとご利用いただけません！

予約申込み連絡先

福島地方 法務局	土地・建物	024-534-2045
	会社・法人	024-534-1904
相馬支局	土地・建物	0244-36-3414
郡山支局	土地・建物	024-962-4505
白河支局	土地・建物	0248-22-1207
若松支局	土地・建物	0242-27-1501
いわき支局	土地・建物	0246-23-1729
二本松出張所	土地・建物	0243-22-2617
田島出張所	土地・建物	0241-62-0249
富岡出張所	土地・建物	0240-22-3052

事前に予約してください！

★予約受付時間

平日、午前8時30分～午後5時15分

★会社・法人に関する手続案内は、福島地方
法務局でのみ行っております。

※登記申請手続及び登
記管轄一覧については、
法務局ホームページ
で案内しています。



各種申請書様式はこちらから

★不動産登記

<http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/miniji79.html>

★商業・法人登記

http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/COMMERCE_11-1.html

★法定相続情報一覧図の保管及び交付の申出

http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000014.html

登記手続案内をご利用のみなさまへ 登記手続案内とは



見本を紹介します。

法務局ホームページに掲載している代表的な申請書類等の様式及びその取得方法を紹介し、申請書類等にどのような内容を記載するか一般的な事項について説明します。



事前の審査・法的判断 は行いません

手続案内は職員が申請・申出前の書類に不備がないか審査するものではありません。また、登記原因事実・法律行為（契約）が有効か無効か判断することや、法的なアドバイスをすることはできません。



ご自身で 作成してください

職員が書類に手を加えることや、具体的な事案に沿ったアドバイスをすることはできません。現在の登記の内容は、登記事項証明書を取得するなどにより、ご自身で確認してください。



補正の可能性あり

申請・申出後の審査の結果、訂正や書類の追加が必要になることがあります。
手続案内は、内容の適合性・登記等の完了を保証するものではありません。

電話での登記手続案内を希望される場合

予約時間に法務局から電話をします



予約時間に法務局から電話がありますのでお待ちください。
法務局から電話をしても10分以上応答がない場合は、キャンセルされたものとして取り扱います。
なお、案内時間は20分以内とさせていただきます。

多くの方にご利用いただけるよう努めています。
ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

福島地方法務局